平成２２年（フ）第２２３号
鹿児島県鹿児島市東谷山４丁目16番15号コーポ内山101号
債務者　河原田美胤
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
沖縄県那覇市繁多川３丁目５番１号　テンディングヒル７－Ｃ
債務者　岸　　稔和
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１１６号
沖縄県那覇市首里大名町３丁目35番地　大名市営住宅17―310号
債務者　具志堅雪江
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５５号
宮城県刈田郡蔵王町宮字井戸井沖65番地５－１－201号室
債務者　高橋　　明
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第６６号
宮城県大崎市田尻大貫字大森45番地６
債務者　伊藤志津子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
宮城県遠田郡涌谷町字今左エ門沖名106番地５
債務者　加藤ちえり（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
茨城県取手市吉田３番地１
債務者　田辺　久子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
茨城県稲敷郡河内町源清田1926番地２
債務者　石橋　美沙
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
茨城県取手市新取手４丁目13番９号
債務者　山田　行生
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
茨城県取手市新取手２丁目３番16―105号
債務者　宮本　　明
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
茨城県牛久市上柏田４丁目14番地９
債務者　鈴木　　碧
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第５５号
茨城県龍ケ崎市長山４丁目１番地１　１棟404号室
債務者　蟻川　　進
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
茨城県稲敷市時崎959番地２
債務者　石丸　　章
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
茨城県牛久市岡見町2838番地の４
債務者　飯村　良一
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
茨城県龍ケ崎市出し山町32番地１　ウッディパレスフジＣ棟201号室
債務者　齊藤あゆみ
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
茨城県北相馬郡利根町四季の丘１丁目15番地９
債務者　川﨑　信之
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
長野市大字安茂里1069番地
債務者　中澤　愛次
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係